

## 第10回石巻市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成25年1月31日(木) 午前10時～正午
- 2 場 所 石巻市役所庁議室
- 3 出席者 委員15名中 本人出席10名、代理出席2名
- 1号委員 浅野亨委員、高橋長一郎委員、瀬崎和雄委員、李東勲委員
- 2号委員 渡辺拓朗委員、阿部純孝委員
- 3号委員 佐藤克英委員、菅原真由美委員、平塚恭子委員、三国知彦委員、  
門傳淳委員代理古藤野弘宮城県東部土木事務所副所長、  
後藤孝義委員代理手島俊明石巻警察署交通課長
- 事務局 計27名
- 笹野健副市長
- 建設部  
阿部善弘建設部長、木村伸建設部次長  
都市計画課：今野昇一課長、木村芳夫課長補佐、他5名
- 震災復興部  
星雅俊震災復興部長、土井昇理事、堀内賢市次長  
基盤整備課：近江恵一課長、他2名  
区画整理課：木村茂徳課長、草刈明彦技術課長補佐、他9名
- 傍聴者 2名

### 4 審議会内容

【事務局：木村都市計画課課長補佐】 定刻でございますので、第10回石巻市都市計画審議会を開会いたします。はじめに、笹野副市長よりごあいさつ申し上げます。

【笹野副市長】 皆様お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。早いもので震災関連の審議も6回目になります。本当に、スピード審議にご協力いただきまして、ありがとうございます。これまでの事業について申し上げるのは今回は差し控えて、今日は、津波で被災された方の集団移転の受け皿になります事業の関係の審議をいただくことになってございます。皆様方におかれましては、専門的な立場からのご視点、あるいは市民の目線、立場から、ありがたいご意見をいただければと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局：木村都市計画課課長補佐】 次に、本日の資料を確認させていただきます。本日の資料につきましては、議案書、諮問書の写し、委員名簿の3点となっております。よろしくお願い致します。

それでは議事に入らせていただきますが、議長につきましては、石巻市都市計画審議会条例第6条第1項の規定によりまして、会長が務めることになっておりますので、李会長、よろしくお願い致します。

【李会長】 皆さん、おはようございます。お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。審議会に当たりまして、まず私から一つご挨拶申し上げたいと思います。

遅くなりましたが、新年おめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。新年を迎えまして、震災も去年のことではなく、一昨年というふうにまた表現が変わりました。しかし、我々にとってみれば、まだまだという表現が適当ではないかと考えています。しかし、一歩外に足を踏み出しますと、もう2年というふうに風化が進んでいるのも現状でございます。今、皆さんと、先ほど副市長のお話がありましたように、スピードがある審議会を行いまして、今、蛇田地区では、土地区画整理事業の工事が着工されています。これから被災者の一人一人の方にも肌を感じる復興事業が始まると思われるのですが、改めまして、皆さんに一つお願いがあります。これからは復旧復興という言葉の使い方を分けて考えたいと思います。今は復旧でございます。しかし、石巻の復興をこれから皆さんと一緒に考えていかなければならないと思います。なので、審議会をこれからもよろしく願いいたします。

では、審議会に入らせていただきます。初めに、事務局から、本日の審議会の成立について、報告を願います。

【事務局：今野都市計画課長】 報告いたします。当審議会は、石巻市都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができないことになってございます。本日は、委員15名中、本人出席10名、代理により2名の出席をいただいておりますので、本日の審議会は成立しておりますことをご報告いたします。以上でございます。

【李会長】 ありがとうございます。それでは議事に入る前に報告がございます。東日本大震災後における石巻市都市計画審議会議案の処理について、事務局より報告をお願いいたします。

【事務局：今野都市計画課長】 それでは、東日本大震災後における石巻市都市計画審議会における議案の処理について、ご報告いたします。議案書の次第の次のページ、上に報告と書いてございますが、東日本大震災後における石巻市都市計画審議会議案の処理についてと書かれたA4横長の表をご覧くださいと思います。

石巻市都市計画審議会は、東日本大震災発生後、平成23年9月開催の第5回から、昨年12月開催の第9回まで、5回開催してまいりました。その中で、震災関係の議案といたしましては、この表の上から3つ目、第5回第3号議案の石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域の決定、これ以降、表の一番下まで、第8回第3号議案第一種市街地再開発事業の決定まで、計8件について、都市計画決定の告示に至ってございます。表の一番右側に書いてございますが、都市計画決定の告示日でございます。

その内訳を申し上げますと、被災市街地復興推進地域が石巻西部地区、中部地区、東部地区の3件、土地区画整理事業が新蛇田地区、新渡波地区、新渡波西地区の3件、それから中央三丁目1番地区の高度利用地区及び市街地再開発事業がそれぞれ1件となっております。

なお、前回、第9回石巻市都市計画審議会におきましてご審議いただきました道路、公園、

緑地の案件につきましては、次回の都市計画審議会において報告をいたします。報告事項は以上でございます。

【李会長】 ありがとうございます。委員の皆様から何かございませんか。

それでは議事に入ります。第1号議案でございます。石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定について、事務局より説明願います。

【木村区画整理課長】 皆さんおはようございます。区画整理課長の木村と申します。先ほど会長のお話があったのですけれども、1月1日付けで震災復興部に新たに区画整理課というものを立ち上げたところです。これまで基盤整備課というところでいろいろ皆さんにご審議いただいたと思いますけれども、この区画整理課というところでは、区画整理事業について皆さんにご検討をいただくということになりますので、よろしく願いいたします。

それでは第1号議案、お手元の議案書に基づいて、ご説明したいと思います。着座させていただいて、ご説明したいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

まず、議案書の1ページをご覧ください。本日ご審議いただきます石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定でございます。

議案の概要を説明させていただく前に、新蛇田南地区の施行区域の位置をご確認いただきますので、4ページをご覧ください。決定しようとする区域は、総括図の赤色の枠取りをした箇所、区域の南側のJR仙石線と隣接した約27.4ヘクタールでございます。また、地区の東側に、既成市街地が隣接してございまして、これらの周辺環境を活かした市街地の形成を図られるよう計画を進めていくところでございます。

次に、5ページをご覧ください。これは、土地区画整理事業の施行区域を表してございます。都市計画に定める施行区域につきましては、図の左側にあります、凡例にお示しするとおり、地形、地物などの境界が明らかにできるものとされておりまして、区域の東側及び北側は道路、南側は道路及び水路、西側は東松島市との行政界、というふうに区域を設定してございます。

それでは、6ページをご覧ください。ここでは参考といたしまして、施行後の土地利用計画というものを示してございます。宅地に関しては黄色に着色してありますが、そのほか、オレンジ色としまして、被災した商業系の方々の移転先として、計画させていただいているところでございます。今回ご審議いただきます施行区域の概要につきましては、以上でございます。

お手数ですが、1ページにお戻り願います。施行区域について実施しようとする内容についてであります、名称を石巻市新蛇田南地区被災市街地復興土地区画整理事業として、施行区域は約27.4ヘクタールでございます。公共施設の配置でございますけれども、道路につきましては、既決定の都市計画道路と、地区東端の南北を走る市道二番谷地菰継線を軸に、交通を集散する幅員12メートルの地区内準幹線道路を南北に新たに計画し、区画道路、緑地、上下水道、調整池を配置し、良好な住環境を踏まえた整備を行おうとするものです。今回、実施しようとする理由でございますけれども、石巻市震災復興基本計画に基づきまして、被災された方々の速やかな生活基盤の形成を図るため、新たな市街地の総合的な整備を図る約27.4ヘクタールについて、事業を行うものでございます。

次に、2ページをご覧ください。今回都市計画決定する区域として、種類、名称、区域を定めるものでございます。ご確認いただきたいと思います。

次に、3ページをご覧ください。ここでは参考といたしまして、概要を記載してございます。施行後の土地利用として、地区の計画人口約1,740人、計画戸数約670戸、宅地の面積が189,900平方メートルとなっておりまして、平成27年度には住宅建設が可能となる整備方針を掲げてございます。

縦覧につきましては、平成25年1月10日から1月24日までの期間で市役所5階の区画整理課に備え付けて縦覧に供したところ、延べ6名の方がいらっしゃいましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明については、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

**【李会長】** ありがとうございます。ただ今、第1号議案について、事務局より説明がありましたが、ご質問等はありませんか。委員の皆様、いかがでしょうか。

はい、高橋委員、よろしく申し上げます。

**【高橋長一郎委員】** ここに数軒の既存の住宅がありますよね。それらは、すべて移動するということですか。既存の住んでいる方。

**【李会長】** 事務局、よろしくお願いいいたします。

**【木村区画整理課長】** 既存の宅地については、現地のまま、事業を進めたいと考えてございます。ちなみに、地権者の数は約110名いらっしゃいますが、うち既存宅地には約20名でございます。

**【李会長】** よろしいでしょうか。

**【高橋長一郎委員】** はい。

**【李会長】** ありがとうございます。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。  
門傳委員、よろしく申し上げます。

**【門傳淳委員代理古藤野弘宮城県東部土木事務所副所長】** 1,740人で、約670戸という計画ですが、周辺の道路の形状というのは、既存のまま考えられているのでしょうか。

**【李会長】** はい、事務局よろしくお願いいいたします。

**【木村区画整理課長】** 周辺の道路は、基本的には現道のままで考えておりまして、一部、北側の都市計画道路がございますけれども、その隅切りと地区内の道路と接続するところは考えております。基本的には、現道のままというような形になります。

【李会長】 いかがでしょうか。

【門傳淳委員代理古藤野弘宮城県東部土木事務所副所長】 わかりました。

【李会長】 ありがとうございます。

はい、三国委員、お願いいたします。

【三国知彦委員】 今の道路のお話ですけれども、基本的には現状のままということですが、今回計画する地域と法務局の間とといいますか、この交差点は、現状でも休日を中心にして、平日でも時間帯によってはかなり混雑している交差点ですね。更にこれだけの交通量を持ってくる、人口が増えるとなると、現状のままでは、ちょっと大変なことになりそうな気がするのですけれども。

【李会長】 はい、事務局よろしくお願いいたします。

【木村区画整理課長】 基本的には現状のまま、交差点の部分については、隅を切るような形で若干拡幅する予定であります。どの程度というのは、公安委員会との協議を進めている段階ですので、しっかりと協議をして、お示しをしたいのですが、一応そこは拡幅したいということです。

【李会長】 三国委員、いかがでしょうか、今の説明は。

【三国知彦委員】 何らかの対策を考えているというお話ですが、せっかくやるのですから、ちょっと車の通りがよくなる程度ではなく、この辺、どんどん増えているようなところなので、車がじゃんじゃん流れるぐらいに考えたほうがいいかなと思うのです。中途半端にやるよりは、これぐらいあったらもう大丈夫だというぐらい、考えてやってほしいなと思います。

【李会長】 今は質問というよりは要請でありましたが、事務局はいかがでしょうか。

【木村区画整理課長】 通過量を含めまして、今後の事業計画に向けて検討してまいりたいと思います。

【李会長】 ありがとうございます。ほかの皆さん、いかがでしょうか。ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

はい、阿部委員、よろしくお願いいたします。

【阿部純孝委員】 連続して、道路の関係ですが、確認させていただきたいと思います。計画区域内の基本的な配置ですが、都市計画道路と接続するような地区内の準幹線、幅員12メートル

ルで南北方向の道路が取られて、それと接続する形で、地区内には途中まで東西方向に12メートルの道路があるのですが、そこから1区画行ったらすぐ調整池の手前から幅員が9メートルに落ちているのですが、その設計上の考え方といいますか根拠といいますか、私から言いますと、なかなか東西方向にも12メートルの道路という計画であったら、都市計画道路との接続や地区内の交通や流通がスムーズに行けるのではないかという考え方があるのですが、この辺の考え方について改めてお聞きしたいと思います。

【李会長】 はい、事務局よろしくお願ひいたします。

【木村区画整理課長】 ご指摘のとおり、道路を地区内外から通りやすいようにしたいというお話だと思いますけれども、一方で、地区内は通過交通を極力排除するという考え方もございます。こういった設計になっております。

【李会長】 はい、よろしくお願ひいたします。

【阿部純孝委員】 その辺の考え方であれば、そういった説明となると、6メートル道路でやられたらいいというふうなことになりますけれども、私が今言ったのは、南北方向の準幹線がある計画に対して、東西方向の道路の取り付けは、南北方向に接続する形で、また繰り返しになりますけれども、途中から幅員9メートルに抑えている根拠は、ただ今課長がおっしゃった理由だけですか。調整池の南側で幅員9メートルに落ちていますけれども、調整池との兼ね合いであったり、既存の道路との兼ね合いであったり、地区外の、計画区域外の交通をあえて制限するために幅員を減少させているという考え方なんでしょうか。今の考え方だとそういうふうになりますけれどもね。

【李会長】 はい、事務局よろしくお願ひいたします。

【木村区画整理課長】 すみません、説明不足で、一つは通過交通の排除というところでございますが、調整池の前のところ、9メートルですが、下の図に建築物が見えますけれども、既存の宅地の方々がございます。残すことを考慮して、9メートルにしているということでございます。

【李会長】 はい、渡辺委員、よろしくお願ひいたします。

【渡辺拓朗委員】 まずは細かいことですが、二点ほど。かなりの住宅戸数なので、集会場の土地の確保が一つ。もう一つが、やはり問題になるのがごみの集積場ですね。例えば、二坪ぐらい用意したブロックの囲いですとか、最近の宅地整備で見受けられるのですが、それを含めた一戸の平均供給面積、計算するとこれは約100坪ぐらいだと思うのですが、そういったごみ集積場のことも考えながら整備すべきではないかと考えますが、この点について。

【李会長】 事務局、よろしくお願いいたします。

【草刈区画整理課技術課長補佐】 震災復興部区画整理課の草刈と申します。渡辺委員からのご質問に対しまして、関係機関と協議させていただいています担当者から回答させていただきたいと思います。ごみ集積場所と集会所、こちらの方は、今回の都市計画審議会には土地区画整理事業の区域を審議していただいておりますが、土地利用計画図は、参考図としてご理解をいただきたいと思います。今回、施行区域を定めさせていただきます、今後の土地区画整理事業の事業認可に向けまして、事業計画にも定めさせていただきます。その際、必ずまた公安委員会あるいは許認可権者である宮城県、ごみ集積関係であれば庁内の関係部署、集会所の庁内の関係部署と協議を詰めた中で、事業計画の中でその分は定めさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

【李会長】 はい、渡辺委員、よろしくお願いいたします。

【渡辺拓朗委員】 2点、理解しました。事業計画の中で、大変恐縮ですが、もう一つ確認させていただきます。今後の件についてであります、商業地ですか、図面でいいますと、オレンジ色の業務用地、上下に走る右側の菰継線の沿道にも設けるべきではないかなというふうにも思うのですが、この点も、今後、例えば、被災した釜地区の従業者等の今後のことも踏まえて、面積を確保していくと思うのですが、この辺、考え方だけで結構なので、お願いします。

【李会長】 はい、事務局よろしくお願いいたします。

【草刈区画整理課技術課長補佐】 市道二番谷地菰継線、この土地利用の参考図でいいますと、法務局との十字路の交差点の南側の市道部分でございますが、本地区の東側に既成市街地の蛇田字新東前沼地区、こちらの方は一般住居が張り付いている状況、あるいは、本地区内でも、既存宅地としまして、数軒のお宅が菰継線に張り付いているような状況もございまして、今回の土地利用としては、黄色の着色になってございますが、今後、こちらに移転していただく方々の意向なども踏まえまして、沿道業務地などの着色というものも検討してまいりたいと考えております。

【渡辺拓朗委員】 わかりました。

【李会長】 はい、ありがとうございます。ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

【浅野亨委員】 参考図なので希望をいいますと、このごろ全国的に交通事故が多いのが、通学路とか広い道路はいろいろ規制があってむしろ事故が少なくて、子どもたちの安全なども考えますと、この地区だけではないのですが、新しく造成するところの細い道路はですね、あれをやったらいいのではないかな、無理矢理減速させるものを。あれをやると、ほとんどスピードが出せませんから、是非採用してもらいたいなと希望しますので、よろしくお願いいたします。

【李会長】 今の、よろしいでしょうか。ご要望でございますので、今度は事業計画書の作成に当たって、計画の段階で考慮していただければと思います。

ほかの委員の皆様、はい、よろしくお願いいたします。

【後藤孝義委員代理手島俊明石巻警察署交通課長】 参考図で南東の辺り、道路形状が屈曲しているのですが、都市計画の範囲でそういった線形を改めるということはないのでしょうか。

【李会長】 事務局、よろしいでしょうか。

はい、よろしくお願いいたします。

【木村区画整理課長】 基本的には、道路の反対側の区画整理ということでさせていただきたいと思います。今のところは考えていません。

【後藤孝義委員代理手島俊明石巻警察署交通課長】 南東の公園の辺りの屈曲が気になるので、公園の東側の辺りですね、この辺りの線形を改めた方が、これぐらいの世帯数が入るので、もう少し西に振るとかいうことも合わせて考えられた方がいいのではないかと思います。

【李会長】 はい、事務局よろしくお願いいたします。

【木村区画整理課長】 公園の脇の計画の道路ですか。

【後藤孝義委員代理手島俊明石巻警察署交通課長】 いいえ、場所は既存の道路です。

【木村区画整理課長】 既存の道路についてはこのままで考えておまして、区域の中については今後事業計画を作成するので、検討させていただきたいと思います。

【李会長】 後藤委員、今の事務局の説明はいかがでしょうか。

【後藤孝義委員代理手島俊明石巻警察署交通課長】 線形を改める方向でも考えていただきたいと思います。

【李会長】 今の後藤委員のご指摘も、重要な内容でありますので、今後、具体的に計画を進める段階で、是非考慮していただきたいと思います。

ほかの委員の皆様はいかがでしょうか。

はい、平塚委員、よろしくお願いいたします。

【平塚恭子委員】 各区画整理事業の説明をしていただく前に、もう少し具体的なスケジュール

と、各区画で、対象が例えばどこですとか、今こういうことをやっていますという現状がもしわかるようであれば、付け加えて説明していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【李会長】 事務局、よろしいでしょうか。

【草刈区画整理課技術課長補佐】 まず、本地区のスケジュールであります。本審議会で認めていただきますと、次は都市計画の決定の告示の手続に移りますが、これは2月中旬から下旬という予定になってございます。その後、土地区画整理事業におけます事業の認可という運びになりますが、事業の認可を受ける際には事業計画書という図書と施行規定という条例を定めなければなりません。新蛇田南地区の条例は、6月の議会を予定してございまして、その条例が定まった後に、県に認可申請を行いまして、6月又は7月の認可をいただければ、というように目標を立ててございます。こちらの方に移っていただきます市民の方々につきましては、現在、別の組織で、入居検討会議という組織がございまして、そちらの方で被災を受けまして移転を余儀なくされた方の移転するルールなどを定めさせていただいているような状況になってございます。

【平塚恭子委員】 そうしますと、まだ公募みたいな形にはなっていないということですね。

【草刈区画整理課技術課長補佐】 そうですね。募集とか、公募とか、そういうことにはなっていないですね。

【平塚恭子委員】 わかりました。ありがとうございます。

【李会長】 ありがとうございます。ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

では、私からは、先ほどの事務局よりの説明で気になったところがありまして、質問ではなくて私の意見を述べさせていただきたいと思います。今回は都市計画審議会で、区画整理に関する議案でありますということの説明がありましたが、皆さんいかがでしょうか。3ページの事業の目的を見ますと、一番最後に、石巻市の新たな市街地形成を図ることを目的とすると。それはもちろん被災された方の住宅を確保するとともに、新しい市街地を形成するということが書かれていますが、では既存の市街地との連携はどのようにしていくのかということも都市計画を計画する段階で考慮すべきことではないか、と思うのです。点を考えるのではなくて、面として、空間として、考えていく必要があるのではないかなと思うのです。それが都市を計画するものであると私は考えておりますので、点と点をどのように結んで、線として面としてどのように活かして、空間の魅力をつけていくか、それが今後石巻において、復興に必要不可欠な観点になりますので、是非事業計画書を作成する際に配慮していただければと思います。

では、ほかの委員の皆さん、渡辺委員、よろしく願いいたします。

【渡辺拓朗委員】 既に北側の新市街地は事業が始まっております。調整池の大きなものがあります。今回の議案の区画内にも調整池があります。恐らく北の部分の調整池と中ノ堀に排水す

る方向で考えていくことになると思いますが、この水路の断面積と、整備する必要がないのか、眼鏡筒に代わる新ポンプ場の建設が改めて設計変更の方に進ちよくしますが、かなり大きな容量の調整池であります。排水による、災害に強いまちづくりということで、この事業を今実施しているわけですが、調整池の能力が、排水の能力に合わせてどうなのかなという感じなんです。3. 2パーセントで法的にはクリアしていると思うのですが、水道整備とか、眼鏡筒に代わる新ポンプ場の供用開始とか含めて、北の部分も含めて、今後どのような課題があるのか、どういう考えがあるのか、教えてください。

【李会長】 はい、事務局よろしくお願いいいたします。

【木村区画整理課長】 地区内の調整池につきましては、今まで田んぼだったということで、田んぼ自体に排水能力はもともとあって、そこに盛土等をして、排水能力がいっぱいになる段階で、調整池は設けなさいと県の開発指導要綱において定められています。委員ご指摘の点につきましては、蛇田全体の話になりますので、下水道部局とも話を進めさせていただいて、その辺を解決していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

【李会長】 はい、渡辺委員お願いいいたします。

【渡辺拓朗委員】 蛇田の新市街地の残った部分の面積などを考えますと、眼鏡筒のポンプの能力、複数付けられるような設計だったと思いますが、果たして経路がそれでいいのか、釜の方に抜く必要はないのか、かなりの流域面積で、今事務局が申したように、田んぼがあるからそこに吸収されるということではなくて、止めるわけですから、やはりそうなりますと、田んぼの効果は期待しても駄目だし、期待できない。そういう意味では排水能力と調整池の能力を非常に問われるのかなと思います。今回の津波でなくても、平成14年の大雨、そして一昨年のも被災後の大雨の時もこの地域は床下とか来ていますから、地盤沈下によって、更に。新たにやる事業なので、是非災害に強いまちにさせていただきたいと思っております。

【李会長】 はい、渡辺委員、ありがとうございます。ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。ないようでありましたら、お諮りいたします。議案どおり承認することに賛成する方は、挙手を求めます。

(委員全員の挙手)

【李会長】 はい、ありがとうございます。賛成多数によりまして、本案につきましては、原案どおり承認されました。

続きましては、第2号議案でございます。石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定についてでございます。事務局、説明をよろしくお願いいいたします。

【木村区画整理課長】 次に、第2号議案のご説明をさせていただきます。議案書の8ページを

ご覧願います。第2号議案石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定でございます。

議案の内容を説明させていただく前に、あけぼの北地区の施行区域の位置をご確認いただきますので、11ページをご覧願います。施行区域は、総括図の北の方、赤色枠取りで囲んでございますけれども、日赤の南側に隣接した、約5.6ヘクタールでございます。また、地区の東側及び南側には、既成市街地が隣接してございまして、これらの周辺環境を活かした市街地の形成が図られるよう計画を進めているところでございます。

次に、12ページをご覧願います。これは、土地区画整理事業の施行区域を表してございます。都市計画に定める区域につきましては、図の左側の凡例に示しますとおり、地形地物等の境界が明らかにできるものとされており、区域の北側及び南側については水路で、その他につきましては道路により施行区域を設定してございます。

次に、13ページをご覧願います。ここでは、参考といたしまして、施行後の土地利用計画をお示ししてございます。宅地につきましては、黄色で示してございます。その他、オレンジ色に設定してありますところは、第1号議案にありましたの新蛇田南地区と同様、被災した商業系の方々の移転先として設定させていただいているところです。今回の施行区域の概要につきましては以上でございます。

それでは、8ページにお戻り願います。施行区域について実施しようとする内容についてであります。名称は石巻市あけぼの北地区被災市街地復興土地区画整理事業としており、面積は約5.6ヘクタールでございます。公共施設の配置につきましては、既決定の都市計画道路を軸に交通を集散する幅員9メートルの地区内準幹線道路を新たに計画し、区画道路、公園と緑地、上下水と調整池を配置し、良好な住環境を備えた整備を行おうとするものでございます。

今回実施する理由でございますが、石巻市震災復興基本計画に基づきまして、河川堤防の整備に伴い、被災された方々の速やかな生活基盤の形成を図るために、新たな市街地の総合的な整備を行う区域約5.6ヘクタールについて、事業を行うというものでございます。

次に、9ページをご覧願います。今回都市計画として定める区域として、種類、名称、区域を定めるものです。ご確認いただきたいと思います。

次に10ページをご覧願います。ここでは参考といたしまして、本事業の概要を記載させていただいております。施行後の土地利用として、地区の計画人口は約430人、計画戸数は約165戸、宅地面積が38,000平方メートルとなっておりまして、平成27年度には住宅建設が可能となるよう整備目標を掲げてございます。先ほどの第1号議案とほとんど同じスケジュールで考えております。事業認可については7月ごろを、移転先については、まだ決まっていないという状況です。

縦覧につきましては、平成25年1月10日から1月24日までの期間で市役所の5階区画整理課に備え付け、縦覧に供しましたところ、延べ6名の方が来られましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明については以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【李会長】 はい、ありがとうございます。ただ今、第2号議案につきまして事務局より説明がございましたが、委員の皆様のご質問等はございませんか。

はい、渡辺委員よろしくお願いたします。

【渡辺拓朗委員】 以前、三陸道沿線の水田農家からご相談を受けた中で、三陸道の工事で沈降して、水田に土を入れていただいたという、三陸道の事務所に、という経緯があるんですね。ここはある程度の緑地帯が入っているの、この距離でカバーできる、沈降はかなり収まっていると思うのですが、最近のことでもあったんですね。そういう意味では、三陸道の4車線化は、工事を急ぐということで、立坑を打っています。後の沈降に対しての方法等については、どのように考えていますか。

【李会長】 はい、事務局はよろしいでしょうか。お願いたします。

【草刈区画整理課技術課長補佐】 こちらのあけぼの北地区になりますが、三陸道の法敷から黄色の着色をしております住宅地までの距離は、およそ20メートルの幅となっております。この20メートルの幅の根拠となりますのは、あけぼの北地区の南側にあけぼの、当時の区画整理事業名で言いますと、新下堀土地区画整理事業が行われている箇所でございますが、こちらの区画整理の際に、国土交通省と協議を行った際の幅が、まさにその20メートルでございます。それを一つの根拠としまして、あけぼの北地区の三陸道の法敷から宅地まで、20メートルということで確保した次第でございます。

【李会長】 はい、いかがでしょうか。

【渡辺拓朗委員】 はい、わかりました。

【李会長】 はい、ありがとうございます。ほかの委員の皆様はいかがでしょうか。ご質問、ご意見等はございませんか。  
三国委員、よろしくお願いたします。

【三国知彦委員】 8ページの下の方に、理由という部分で、河川堤防の整備に伴って、移転を余儀なくされる人たちのためにこの地区を整備するというような内容が書いてあるのですが、これは具体的にどの地区というか場所を指しているのかということと、その地区の移転の人数、戸数と、10ページに示してある概要、地区の人口430人、計画戸数165戸というのは、バランスが取れているのかどうかということをお教えいただきたいです。

【李会長】 はい、よろしくお願いたします。

【草刈区画整理課技術課長補佐】 8ページの計画書の理由には河川堤防という表現がなされていますが、旧北上川の河川堤防の改修という事業でございます。こちらの方の計画戸数としましては165と事業概要に書かせていただいておりますが、こちらは河川堤防右岸側の住吉、あるいは中央、門脇地区の移転をしていただくこととなります住宅の戸数が約165戸という

ような形です。こちらの方に記載させていただいております河川堤防は旧北上川の右岸側の戸数ということでご理解をいただきたいのですけれども、よろしくをお願いします。

【李会長】 はい、浅野委員。

【浅野亨委員】 たとえば、そういうふうに、この地区は河川堤防の人たちの代替地だと固定していいのですか。だって、家を建てるのはどこでもいいのではないですか。だから、そういうふうに固定されるとは、この文言は外していただいた方がいいような気がするのですがね。

【李会長】 はい、事務局、よろしく願いいたします。

【草刈区画整理課技術課長補佐】 決して決定されるものではございませんが、先ほど、前議案の中でも話をさせていただきましたが、移転していただく皆さんのルール、あるいは時期、場所といったものを検討させていただいておる状況でございます。どうしても計画戸数を示す際に、移転元をどちらか抛り所が必要ということで、本地区は河川堤防というような表現を使わせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思っております。決して、決定事項ではございません。

【李会長】 はい、いかがでしょうか。

【浅野亨委員】 前後しますけれども、たとえば、河川堤防の地区の移転先に、さっき審議した、おらほは新蛇田南地区がいいんだということであっても、それはそれでいいんでしょう。それとも指定したら土地を安くしてくれるとかいう特典があるわけでもないと思うのですけれども。余りそういった数字合わせをしてここが移転するからここだ、という言い方はやめた方がいいのではないかという気がしますけれどもね。

【李会長】 事務局は、今のご指摘、いかがでしょうか。

【浅野亨委員】 余り意味がないのではないですか。

すみません、もう一回、念を押します。こういうふうに河川堤防の整備に伴って移転させるところはここです、ということをおっしゃって困っているんです。そういう必要がないんじゃないですか。どこに住んでもいいんだもん、基本的には。だからこの都市計画の理由付けに書かなければいけないのなら、もう少し書き方を変えた方がいいと思うのですけれどもね。以上です。

【李会長】 はい、よろしく願いいたします。

【草刈区画整理課技術課長補佐】 今の浅野委員のご指摘のとおり、この表現を河川堤防に限るようなものではなく、もっと柔軟な表現に検討させていただきたいと思っております。

【浅野亨委員】 よろしくどうぞ。

【李会長】 はい、佐藤委員。

【佐藤克英委員】 今の質疑応答で、河川堤防の移転規模としてはこれくらいのことと、数字の根拠とされていましたが、河川堤防の移転となる方、それ以外の高盛土道路で移転となる方、南浜などの災害危険区域の移転となる方、受け皿になるとか、新蛇田、新蛇田南とか、整理中だともいますが、その中で、どこにでもあり得るということですか。もしそうだとしたら、先ほど委員がおっしゃったように、理由の3行目の被災者の速やかな生活基盤の整備などというのか、文言の修正の必要があるのではないかと、まずそこが一点。二点目は、資料10ページの方にスケジュールがあるかと思いますが、ここにつきまして、新蛇田南などに既存宅地がないということで、速やかな整備の可能性があるということで、可能であれば、少しでも前倒しをお願いできればと、いち早く生活再建できるための整備ということで、ご配慮いただければと思います。私どもの方も、河川堤防の整備、市街地を守る一線堤の機能を果たしているということで、現在、用地の調査、用地協議という段階に入っておりますので、受け皿となるような新市街地の形成が、一日でも早い方が、生活再建のために、移転をお願いしている方々の生活再建上のご配慮をと思っています。

【李会長】 事務局、よろしくお願いいいたします。

【草刈区画整理課技術課長補佐】 今のようなご指摘をいただきましたので、我々としても、事業に向けては、できるだけ前倒しできるよう頑張っ取り組んでいきたいと思っています。是非皆様のご協力をよろしくお願いいいたします。

【佐藤克英委員】 一点目の確認事項もお願いします。

【李会長】 はい、よろしくお願いいいたします。

【堀内震災復興部次長】 理由欄でございますが、佐藤委員のおっしゃる内容のとおりでございます。決定したものではないということで、被災者の方がどこに、蛇田、北、渡波と自由な選択ができるわけでございますので、表現的には、など、などという表現に変えさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いい申し上げます。

【李会長】 はい、ありがとうございます。

はい、平塚委員よろしくお願いいいたします。

【平塚恭子委員】 たぶん皆様と同じことだとは思いますが、区画整理をして代替地を用意するのと、住めなくてそこを探している人と、現実にあるわけなので、並行してそういう対象者

とかルールとかも作って、不安に思っている人がすごく多いと思うので、提供できるような流れにすることは不可能なんではないでしょうか。土地は決まりました、区画は決まりました、そこから考えるとかではなくて、ここの地区は、希望者が自由に選択できるとか、区画の対象なんだとか、そういうのも含めて、自由であれば、既に同時にできるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

【李会長】 はい、事務局、お願いします。

【星震災復興部長】 まず区画整理ですね、整理するのが早い方は、危険区域に住まれている方々でございます。その方には区画整理法で用地を用意して、提供して進める。用地提供で住めなくなった方も入っております。今、平塚委員がおっしゃったような、入り方ですね。入居者側に安心感をもってもらおうということですか。

【平塚恭子委員】 浅野会頭と同じなんですけれども、自由にもしのできるのであれば、対象者というのが決まっているわけですから、地域ではなくて対象者ですね、決まっているのは。そういうことで、この地域とこの地域は区画整理をして、代替地としてどうでしょうかということを決まったところから少しずつ振ることはできないのでしょうか。

【星震災復興部長】 前回も申し上げましたが、区画整理は合計約10箇所程度考えておりました、危険区域の方々を考えておりました、現在考えておりますのは、全部、区画整理はここで何人程度入れますよということをまとめてお知らせすると。区画整理ごとに、区画整理事業、スケジュール、いろいろございまして、そういったものを一度全部みせて、一斉に登録させたいと思います。6月ごろ一斉登録の申込みを始めまして、全部登録させて、自分の家はここに建つと登録させていただいて、仮にその中からだぶった場合には調整ということで、最終的には何ともいえないですけども、コントロールしてもらおう。被災された方の、いつどこに入るかということの安心感を高めたいということです。

【平塚恭子委員】 ありがとうございます。

【李会長】 はい、どうもありがとうございました。ほかの委員の方、いかがでしょうか。ご質問、ご意見はございませんか。

では、お諮りいたします。原案どおり承認することに賛成する方は、挙手をお願い申し上げます。

(委員全員の挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数によりまして、本案につきましては、原案どおり承認されました。

では、続きまして、第3号議案でございます。石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定に

ついてでございます。事務局より説明お願いいたします。

【木村区画整理課長】 それでは、続きまして第3号議案をご説明させていただきます。議案書の15ページをご覧ください。第3号議案石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定でございます。

議案の概要を説明させていただく前に、湊東地区の施行区域の位置をご確認いただきますので、18ページをご覧ください。決定しようとする区域は、総括図の赤の枠取りをした箇所です。石巻漁港の北側に位置した約29.6ヘクタールでございます。また、地区の南側と西側につきましては、高盛土道路に隣接することになりますので、今回の土地区画整理事業と一体となった市街地の形成がされますよう計画を進めているところでございます。

次に19ページをご覧ください。これは、土地区画整理事業の施行区域を表してございます。区域につきましては、図の左側にございますように、地形地物などの境界が明らかにできるものとされておりまして、本区域は囲まれた道路により区域を設定してございます。

次に20ページをご覧ください。ここでは、参考といたしまして、決定後の土地利用計画をお示ししてございます。宅地については黄色で着色してありますが、そのほか薄い緑色で表示しているところが湊中学校をはじめとする公共公益施設、水色で示しているところは業務用地として計画させていただいているところでございます。第3号議案の施行区域については、以上でございます。

それではお手数ですが、15ページにお戻り願います。施行区域について実施しようとする内容についてであります。名称は石巻市湊東地区被災市街地復興土地区画整理事業として、面積は約29.6ヘクタールとなります。公共施設の配置であります。道路につきましては、この地区を囲む都市計画道路を軸として、教育施設へのアクセスを考え、歩道を有した道路を計画し、区画道路、公園と緑地、上下水道を配置し、良好な市街地整備を行おうとするものでございます。今回実施しようとする理由でございますが、震災復興基本計画に掲げる、災害に強いまちづくりの理念に基づき整備された高盛土道路の内側におきまして、良好な市街地の形成を図る区域約29.6ヘクタールでございます。

次に、16ページをご覧ください。今回、都市計画として定める区域として、種類、名称、区域を定めるものです。ご確認いただきたいと思います。

次に、17ページをご覧ください。ここでは、参考といたしまして、本事業の概要を記載しております。施行後の土地利用として、地区の人口が約1,440人、計画戸数540戸、宅地面積は224,600平方メートルとなっております。平成27年度には住宅供給が可能となるように整備目標を掲げております。

縦覧につきましては、平成25年1月10日から1月24日までの期間、市役所5階の区画整理課に備え付け、縦覧に供しましたところ、6名の方がいらっしゃいましたが、意見書の提出はございませんでした。第3号議案の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【李会長】 はい、ありがとうございます。ただ今、第3号議案につきまして事務局より説明がありました。委員の皆様、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞお願いいたします。

はい、浅野委員、よろしくお願いいたします。

【浅野亨委員】 一つは確認なのですが、石巻湊中学校は、今の場所に再建するという事でよろしいですね。それから第二小学校は湊小学校に統合するという考え方で、第二小学校がなくなるという事でよろしいのか確認をしたいのと、それからこの前の津波警報騒ぎでですね、車で逃げたらだめだと言っているのに大渋滞だったんですよ。それで、南北向きの道路が渋滞するのですね、牧山に逃げる避難のルートと、これとは並行して早く湊にいる人たちに示してもらいたいと思うのです。大門崎の方からずっと上がってくる道路もあるのですが、お墓の後ろの方とかですね、早く牧山の方に上がるルートを、多分検討していると思いますが、それを早くみんなに教えて、早く整備してほしいなということ、この二つですね。土地利用については大体今の状態をそのまま踏襲しているようなので、それはそれでしょうがないかなと思いますので、この確認と、牧山への避難の問題等と、コメントしていただければと思います。

【李会長】 事務局、よろしくお願いいたします。

【木村区画整理課長】 浅野委員がおっしゃったとおり、湊小学校と湊第二小学校は、統合して平成26年4月に、湊小学校になります。湊中学校に関しては、平成25年度末までの再開に向けて、現校舎を補修しまして、使用するという事になっております。もう一つ、湊地区の避難路ですけれども、今地域の皆さんと区画整理事業について、いろいろ協議させていただいてございます。今後も、事業化に向けまして、湊東に限らず、湊地区の中、浅野委員ご指摘のお話もございまして、事業を進めていくうえで、皆さんの方にご意見を聞きながら、早急に対応策を検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

【李会長】 はい、ありがとうございます。浅野委員、よろしいでしょうか。  
佐藤委員、よろしくお願いいたします。

【佐藤克英委員】 若干重複するかもしれませんが、20ページの土地利用計画図がございしますが、避難計画の地図でも見ますが、区域内の方の山の方への避難の動線が複雑になっておりますので、是非、土地利用や区域の方々との話し合いもあるのですが、将来にわたって安全に避難できるまちづくりという観点でそれぞれの部分の決定をお願いできればと思います。それに関する意見として、15ページに計画書がございしますが、ここで1ページの計画書を開いていただいて、計画書の道路と書いているところ、2番、配置の方針の中に、「区画道路については通過交通を極力排除するように、土地利用に応じて適宜配置する」となっていますが、15ページの同じ箇所、道路の2番の配置の方針の最後の行では、「区画道路については、土地利用に応じて適宜配置する」と単に修飾語が書いていないものになっていますが、ここについては、できれば、避難の動線を意識して、土地利用に応じて配置するというくらい踏み込んだ計画にされた方がよいのではないかと思いますので、検討していただきますようお願いいたします。

【李会長】 ありがとうございます。事務局、よろしくお願いいたします。

【木村区画整理課長】 ご指摘のありました点、事業計画策定段階に入ってまいりますので、その中でお諮りしたいと思います。しかしながら、今住まれている方が事業地内に結構いらっしゃいますので、どうしてもその人たちのことが中心にならざるを得ない部分がございます。話し合いを持って、将来のまちづくりにおきまして、議論させていただきたいと考えてございますので、ご理解をよろしく申し上げます。

【李会長】 佐藤委員、よろしくお願いいたします。

【佐藤克英委員】 よくわかりました。実際に今住まれている方に納得していただくことも重要だというのわかります。ただ、今回の大震災の際には数百年に一度ということですので、市の行政の方も、震災に対する備えという考えの土地利用、配置ということで、ご提案をするなり、しっかり今住まれている方の避難について、ご理解をいただくのがよいと思います。

【李会長】 はい、ありがとうございます。今の佐藤委員のご指摘、ご要望に対しまして、具体的に事業計画に配慮していただきたいと思います。ほかの委員の方はいかがでしょうか。はい、まず後藤委員からお願いいたします。

【後藤孝義委員代理手島俊明石巻警察署交通課長】 私の方からは、くどいようですが、私の意見がございまして、避難誘導計画、あるいは防災計画とリンクさせた都市計画を是非ともお願いしたいと思います。これができたうえで、避難なり防災計画に示したうえでの都市計画、ということが重要かと思っておりますので、私の方からはくどいですが重ねてお願いしたいと思います。それと、20ページの北西角でございますが、都市計画ですのに最初からこの線形で計画されるのはいかがかなと、道路の線形がですね、最初からこのように計画するのはいかがなものかと思っております。

【李会長】 はい、ありがとうございます。事務局、よろしくお願いいたします。

【草川区画整理課技術課長補佐】 湊東地区の北西角の状況を説明させていただきたいと思えます。本地区の施行区域は、大門町二丁目と湊町四丁目の境となっているのが北西の方向となっております。現地では既に住宅などの修理修繕を行いまして、住まわれている方々がいらっしゃるといような状況。そして、今回の区画整理を行いまして、元々の道路形態の主となる道路を変更するような内容の土地利用を組み込んでいような形でございまして、左角の道路が真っ直ぐでないような状況ですけれども、既存で暮らしている方々に極力負担を掛けたくないという気持ちと、主たる道路が以前はこちら側でありましたが、地区の中央の南北に、ちょうど湊中学校の東側になりますが、こちらに新規の14メートル道路、既存を活かす部分もございまして、14メートル道路を南北の軸を配置するというので、交通の形態をスムーズにするという思いも込められてございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

【李会長】 はい、後藤委員、よろしくお願いいたします。

【後藤孝義委員代理手島俊明石巻警察署交通課長】 学校周辺ということでもありますので、通学路で対策というのも市でやっていらっしゃると思うのですね。学校周辺ということで、通学対策ということも合わせてよく練っていただきたいと思います。以上です。

【李会長】 はい、よろしくお願いいたします。

【草刈区画整理課技術課長補佐】 今のご意見、深く受け止めまして、本地区のみならず周辺の湊地区を含めました形での道路の部分の整理を含めまして、検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【李会長】 はい、ありがとうございます。次は門傳委員、よろしくお願いいたします。

【門傳淳委員代理古藤野弘宮城県東部土木事務所副所長】 同じ道路の関係ですが、河南川尻線との接続点については、交通管理者とどのような調整状況かお伺いしたいと思います。

【李会長】 はい、事務局はいかがでしょうか。はい、よろしくお願いいたします。

【草刈区画整理課技術課長補佐】 都市計画道路河南川尻線、道路名でいいますと国道398号になりますが、こちらの方は宮城県東部土木事務所あるいは宮城県土木部の方々と机上における、図面上の協議をさせていただいている状況でございます。道路管理者との協議が概ね方向性が見えましたら、公安委員会と協議をしまして、具体的な交差点形状などを詰めさせていただければという進ちょくでございます。

【門傳淳委員代理古藤野弘宮城県東部土木事務所副所長】 今、後藤委員が心配していることも含めて、協議されていってほしいなと思います。以上でございます。

【李会長】 はい、ありがとうございます。ほかの委員の方はいかがでしょうか。  
三国委員、よろしくお願いいたします。

【三国知彦委員】 この地区の利用を想定している部分で、20ページで水色の部分、業務用地という範囲がかなりあるのですけれども、これがどういったものを想定しているのでしょうか、業務用地もいろいろあると思うのですが。

【草刈区画整理課技術課長補佐】 湊東地区は震災以前に、南の方に石巻ガス、南の角に行きますと、ガソリンスタンド、あと地区の中にも水産加工業の方、倉庫業の方、幹線道路沿いでは業務系の事業を営んでいらっしゃる方々もいらっしゃいましたので、そういった方々が事業を営んでいくことができるような土地利用ということで、業務用地というような表現にさせてい

ただいております。

【李会長】 はい、三国委員、いかがでしょうか。

【三国知彦委員】 業務、水産加工だったりという、住宅と仕事をする人たちが一緒になる地域というのは、今も結構あるのですけれども、そういう地区というのは準工業地域といった形で指定されていて、使い勝手もいい反面、トラブルも多い地区なはずなんです。今回の土地、準工業に似た作り方をしようとしているので、こういったトラブルにつながらないように、何か、事前にルールというか、考えて配置といいますか、そういったことを考える機会が必要ではないでしょうか。

【李会長】 はい、よろしくお願いいたします。

【木村区画整理課長】 確かにそういった視点は必要なことだと思います。一方で、被災された現地で再建されているという方もおられますので、そういったご意見を尊重しながら、今後、事業計画において検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【李会長】 はい、ありがとうございます。たくさんの委員からのご指摘がありましたが、先ほど後藤委員がご指摘しました意見は非常に重要であると思います。くどいという表現も後藤委員はおっしゃったのですが、私が考えますと、全然くどくありません。口を酸っぱく確認、再確認のうえに更に確認をしていかなければならないのが、防災計画のうえの都市計画であると思います。もう一度、私から事務局の皆さんにお求めいたします。皆さんが審議会に持ってきていただいた議案はどちらかというとハード的な面があるのですね。土地をどのように区画を整理して、このようにしますと。今日委員の皆様からのご意見、ご質問等は、この土地をどのように利用するかという基本的なソフトの面が心配で、いろんな意見、ご質問があったと思うのです。そういったハード的な面だけではなくて、ソフト的な面におきましても、事前に計画しまして、審議会の中でも委員の皆様と一緒に議論をし、もっと有効に、効率的な土地利用が可能であるよう進めていきたいと思っております。

では、この第3号議案につきまして、お諮りしたいと思います。ほかの委員の皆様はいかがでしょうか。

では、お諮りします。原案どおり賛成することに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

(委員全員の挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数によりまして、本案は原案どおり承認されました。

続きまして、第4号議案石巻広域都市計画土地地区画整理事業の決定及び第5号議案であります石巻広域都市計画土地地区画整理事業の変更につきましては、関連がありますことから、一括審議といたします。では、事務局、よろしくお願いいたします。

【木村区画整理課長】 それでは、続きまして、第4号議案及び第5号議案につきまして、一括でご審議いただきますので、合わせてご説明させていただきます。

まず、議案書の22ページをご覧ください。第4号議案石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定でございます。

議案の概要を説明させていただく前に、新門脇地区の施行区域の位置をご確認いただきますので、26ページをご覧ください。決定しようとする区域については、総括図の赤色の枠取りをした箇所、日和山の南側に位置した約23.4ヘクタールでございます。また、地区の南側につきましては、高盛土道路に隣接し、東側は旧北上川の河川堤防の整備区域ということになってございます。現在、土地区画整理事業と一体となった市街地の形成が図られるよう計画を進めているというところでございます。

次に、27ページをご覧ください。施行区域を表している計画図でございます。都市計画に定めることとしましては、左の凡例に示すとおり、地形、地物などの境界で明らかにできるものと定められていることから、南側と西側が道路ということで、東側が河川堤防、北側につきましては地形界及び字界により区域を設定しております。

次に、28ページをご覧ください。ここでは、土地区画整理事業の参考といたしまして、施行後の土地利用計画をお示ししております。宅地につきましては、黄色で着色しております。そのほか、紫色でお示ししているところが寺院や墓地ということで計画させていただいているところでございます。今回審議していただきます施行区域の概要については、以上でございます。

お手数ですが、22ページにお戻り願います。施行区域について実施する内容についてでございますが、名称を石巻市新門脇地区被災市街地復興土地区画整理事業としてございまして、面積が約23.4ヘクタールでございます。公共施設の配置であります。道路につきましては、都市計画道路を軸といたしまして、住宅地の中心となる幅員14メートルの地区内の準幹線道路を計画し、区画道路、公園と緑地、上下水道を配置し、良好な市街地整備を行おうとするものでございます。今回実施しようとする理由でございますが、石巻市震災復興計画に基づき、安全安心で秩序ある市街地整備の推進を図る区域約23.4ヘクタールについて、事業を行おうするものでございます。

次に、24ページをご覧ください。今回、都市計画として定めるものとして、名称、区域を定めるものでございます。ご確認いただきたいと思います。

次に、25ページをご覧ください。ここでは参考といたしまして、本事業の概要を記載しております。施行後の土地利用として、地区の計画人口は約1,010人、計画戸数は約380戸、宅地面積が142,500平方メートルとなっております。平成27年度には住宅建設が可能となるよう整備目標を掲げてございます。

縦覧につきましては、平成25年1月10日から1月24日までの期間で、市役所本庁5階の区画整理課に備え付け、縦覧に供しましたところ、6名の方がいらっしゃいましたが、意見書の提出はございませんでした。

引き続き、第5号議案について、ご説明いたします。

議案書の30ページをご覧ください。第5号議案石巻広域都市計画土地区画整理事業の変更

でございます。この都市計画は、昭和29年12月に都市計画決定がされたものでございます。今回、第4号議案でお示ししたとおり、石巻市新門脇地区被災市街地復興土地区画整理事業の区域と一部重複いたしますので、既存の石巻都市計画門脇土地区画整理を廃止するものでございます。

次に、31ページをご覧ください。ここでは、廃止する字名を記載してございますので、確認いただきたいと思えます。

次に、32ページをご覧ください。この計画図では廃止する都市計画の区域を示してございます。赤色の線で囲った中が黄色になっている部分が廃止になる区域でございます。この区域については、昭和34年度から昭和42年度にかけて、門脇地区、善海田地区、及び市・組合の共同施行による善海田地区として、土地区画整理事業が施行され、完了してございます。

33ページにつきましては、参考であります、字界図をお示してございます。

縦覧につきましては、平成25年1月10日から1月24日まで、市役所本庁5階の区画整理課に備え付けて縦覧に供しましたところ、6名の方がいらっしゃいましたが、意見書の提出はございませんでした。

第4号及び第5号議案の説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**【李会長】** はい、ありがとうございます。ただ今、第4号議案及び第5号議案について事務局から説明がありましたが、委員の皆様はいかがでしょうか。ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

はい、平塚委員、よろしくお願いします。

**【平塚恭子委員】** 第4号議案ですけれども、この地区というのは、震災直後は緑化地区だったと思うのですが、住宅も含めて、そういう特別な地区になった理由を説明していただきたいのですが。

**【李会長】** はい、事務局はいかがでしょうか。お願いいたします。

**【草刈区画整理課技術課長補佐】** 平成23年5月ごろに、基本構想のゾーニングというものを周囲の皆様公表させていただきました。その中では、飽くまでもゾーニングということで、南浜地区、後は門脇地区が、公園のようなゾーニング、位置付けになっています。その後23年6月、7月に、17会場におきまして、市民の皆様の意見交換会というものを開催しまして、その中で、門脇、南浜地区の中で、皆様から頂いた中で、県道石巻女川線、新門脇地区の区域でいいかと南側のへりを通っている道路でございますが、そちら付近から日和山側、内陸側は、できれば住めるような区域として考えてほしいというようなご意見を頂いたのが、23年の夏ごろでございます。その後、市の震災復興基本計画に定めまして、23年11月から12月にかけて、復興事業の説明会を33会場の中で行いまして、その中でもある一定のご理解を頂いたという状況で、今回の新門脇の土地区画整理事業の決定ということに至ったというような経緯でございます。

【李会長】 はい、平塚委員、いかがでしょうか。

【平塚恭子委員】 わかりました。皆様の気持ちはちょっと置いておいて、復興計画の安全性とか、大丈夫でしょうか。大丈夫という言い方は変ですけども、それを含めてのこの計画なのでしょうか。

【李会長】 はい、お願いいたします。

【草刈区画整理課技術課長補佐】 まず津波に対します防御の考えでございます。一度は水際で防ぎます海岸保全施設、防潮堤、防波堤といった水際の施設につきましては、発生頻度の高い津波を想定した高さというような形で、通称レベル1、L1の津波と称してございますが、相当の津波の高さを想定した中で、防潮堤で保護するとしています。その内側、まちづくりといえますのは、私たち、市民の皆様が、数百年に一度の大津波というものを経験したものですから、レベル2といいますが、L2という通称を申しておりますが、こういったL2といった津波は、高盛土道路、防災緑地といった内陸側で住まいのところを守っていきたいということになってございます。それが、この新門脇地区でいいますと、都市計画道路南光門脇線、こちらが高盛土道路の堤防構造を有した道路となっております。それが防御施設になるのですけれども、そして、避難路としましては、以前からありました、地区の西側にいきますと、都市計画道路門脇稲井線、そして、門脇小学校から門脇小学校の西側、紫の印がございまして、こちらの方が階段での日和山へ、そして地区の東側に移っていきますと、テニスコートというような表示があると思うのですけれども、ちょうど鹿島神社の鳥居を抜ける階段形式での参道ですね、あとは東の方から上がります、図面の表示はありませんが、大権現さんの階段と、既存の高台への道路を活かしながら、高盛土道路あるいは河川堤防でまちなみのある程度防御しますが、やはり避難をしていただきます高台への避難路を組み合わせまして、整備を行っていききたいと考えておまして、将来、こちらの方に住んでいただければというふうに考えてございます。

【李会長】 はい、今の説明はいかがでしょうか。

【平塚恭子委員】 了解しました。ありがとうございました。

【李会長】 はい、ほかの委員はいかがですか。佐藤委員、お願いいたします。

【佐藤克英委員】 今のと若干関連しますが、28ページの図でいいますと、南光門脇線、高盛土道路ということですが、高盛土道路の計画する標高がお決まりでしたらお願いします。それからこの図でいいますと右下になりますが、南東部の緑地の部分、これは高盛土道路と一体となって二線堤の役目を果たすという位置付けだという理解でよろしいでしょうか。合わせて、東側、この図面でいいますと右側では、私共は河川堤防を標高7.2メートルで整備いたしま

すので、それに接続していただくということで構造等の協議をよろしく申し上げます。以上、確認です。

【李会長】 はい、よろしくお願いいたします。

【草刈区画整理課技術課長補佐】 都市計画道路南光門脇線の高盛土の標高でございますが、標準断面としまして、3.5メートルとなっております。そして、地区の南東角と申しますか、河川堤防と南光門脇線との間の部分の緑地、こちらの方も高盛土、堤防という形になってございます。あと佐藤委員からおっしゃったように、道路の構造等の詳細な協議に関しましては、国土交通省とよろしく願いいたしたいと考えてございます。

【李会長】 はい、ありがとうございます。今の説明はいかがでしょうか。

【佐藤克英委員】 ありがとうございます。あと感想のようなことを申し上げます。22ページの計画書ですね、道路の2番の配置の方針の一番下の行に、地区の北側の高台への避難路として区画道路、と書いてありますが、15ページのような指針があったらよかったですね。これは感想です。

【李会長】 はい、ありがとうございます。では、浅野委員、よろしくお願いいたします。

【浅野亨委員】 確認ですが、廃止される都市計画と新しく決定する都市計画を引き算すると南浜地区が残るわけですが、南浜地区は改めて都市計画の舞台に乗ると考えてよいのですか。それはたぶん公園の話になってくると思うのですけれども、中身は私も断片しかわからないので、引き算した残りが改めて都市計画ということですね。それから、ここは住宅がたぶんできてくると思うのですが、都市計画と関係あるようでないようで、あるのですけれども、住宅政策についてもう少し石巻市はいろいろな選択肢を市民の皆さんに示すべきではないかな。というのは、個人の家をまた建てるという、いろんな制限がまだあるわけですね。自分の年を考えたり、息子娘は帰ってこない。今更、借金をして家を造ってどうかなと思ったりですね、70になると住宅ローンを借りられないので困ったなと思っている人もいます。であれば、災害公営住宅に入った方がいいかなと。その災害公営住宅は元々造ってこないかなと。あるいは大手のデベロッパーでも呼んできて、山裾のところを開発してもらって、ある程度の高層のマンション風のを建てて、鍵1個で出入りできるような住宅供給があったらいいのにな、ということが多分あると思うのですね。そういった住宅の選択肢を、今日はこの土地のエリアの設定の話ですからいいのですけれども、中をどう利用するかということについてもうちちょっと市民の人たちに、もともと住宅の戸数が足りないわけですね、4,000戸とって、なくなっているのが1万以上ですから。もうちょっと丁寧に選択肢を出してほしいなというふうに思います。これは希望です。

それから、もう一つは門脇小学校ですが、これも今日の話題とは直接関係ないのですが、早く方針を決めて、石巻小学校に合併するような方向でいくのでしょうかけれども、あの建物をど

うするかとか、全部残すのはなかなか大変だと思うのですが、どうするかということも合わせて早く方針を決めて、それぞれの人たちにいろんな選択肢を与えてもらえたらよいのではないかとこのように思っております。

【李会長】 はい、ありがとうございます。続きまして、渡辺委員からの意見をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【渡辺拓朗委員】 25ページの概要の一覧の中で、地区の人口が1,260名からだいたい2割ぐらい減の1,010名。この1,010名というのは、浅野委員からありましたように、住宅再建する人、できない人、希望の人、さまざまいると思いますが、そういった内容から、1,010名というのをはじき出したのかをお聞きします。

【李会長】 それでは、事務局から説明をお願いしたいのですが、まず浅野委員の質問とご要望に対してのご意見をちょうだいしてから、渡辺委員が質問しましたこの1,010人の根拠について説明をお願いします。

【星震災復興部長】 浅野委員のご質問にお答えいたします。住宅政策の選択肢をとということですが、現在、復興住宅につきましては、独自に造るバージョンと、再開発ビルなどを造るとか、借り上げるとか、いろいろなことがございますので、皆さんにはお知らせしたいと考えております。

二つ目の門小についてどうするかということですが、現在検討中でございます。建物を災害遺構として残すべきか残さないべきかということで、いろいろな方との議論をしております。なかなかまとまらないというのが現状でございます。当面は門小を残す場合は、門脇地区の区画整理の方々が住まれることが多いですけれども、近くに住む方の気持ちを伺っていないものですから、近々にそういった場を設けまして、どういった考えをお持ちか聞いてみたいと思っております。それなるべく早く決定したいと思っております。

【李会長】 はい、お願いいたします。

【草刈区画整理課技術課長補佐】 渡辺委員のご質問にお答えいたします。事業概要で地区の人口が1,010人という人数でございますが、こちらは計画戸数で、1世帯当たり2.6人から2.7人といった市の1世帯の人数を掛けた人数となっております。

【李会長】 はい、渡辺委員、よろしくお願いいたします。

【渡辺拓朗委員】 私ども、阪神淡路の土地区画整理事業を何点か見てきました。ある意味ここと同じような環境の中で、淡路島の土地区画整理事業を見てきました。3分の1ぐらいがそのままになっていますね、人口減少社会ですから。18年経っても。事業費を最小限に抑える、より被害を小さくする。この地域はイメージ的には壊滅地域ですから、そういった意味では住

民から土地の買い取りを求めるといった意見も私たち聞いてまいりました。そういった意味では1,010人というのは果たしてどうなのかなど。この線引きは案だと思うのですが、土地の買い取りも含めて、どのような方策が一番適しているのか、そして事業費を必要なところに掛けるためにも、土地区画整理事業のこういった場所には最小限に抑えるためにも、妙案が必要なかなと思います。この辺について感想だけでも結構なので、お願いします。

【李会長】 はい、事務局、よろしくお願いします。

【草刈区画整理課技術課長補佐】 既成市街地における土地区画整理事業ですけれども、元は町内会単位などでまちづくりの協議会などを作っていました。本地区は門脇地区のまちづくり協議会を通じまして、今後、こちらに住みたいなどの意向調査を行ってございまして、元々の7割の方がこちらに住みたいとの意向をいただいております。そうしまして、事業を進める中での事業費を軽減しますが、まちづくりのグレードは下げたくないという思いもございまして、そういった事業費の観点から皆様と協議を進めながら、ご協力とご理解をいただきまして、今後、元の門脇地区というものを目指しながら、事業に取り組んでいきたいと考えてございます。

【李会長】 いかがでしょうか。

【渡辺拓朗委員】 わかりました。

【李会長】 はい、ありがとうございます。ほかの委員の皆様はいかがでしょう。

先ほどですが、浅野委員がご指摘したときに、今回の都市計画審議会には関係が薄いということ述べてながら、門脇小学校はどうするのか、南浜町は今度都市計画審議会に上がってくるだろうか、というご指摘もありましたが、それは、私は今回の審議会にも立派な対象になると思います。この地域は、石巻が今後の復興を考えていくうえで戦略的に重要な場所になってくると思うのです。最初、皆さんに、私が復旧と復興とを分けて考えてやっていきたいと思いますというふうに述べさせていただきました。被災地は石巻市のみではないのです。今後、20年後、30年後になったとき、石巻に行ってみたい、石巻に戻ってきたいとなったときには、震災の爪跡を残して、なおかつ防災教育として活用していかざるを得ない、そういう手段にもなると考えます。これからの都市計画は、より魅力のあるものを作っていくのも当たり前のことですが、都市と都市、地域間の競争において、どうこれを勝ち残っていくかという発想も必要不可欠になってきます。ですので、門脇を我々がどのように位置付けていくかも考えていかざるを得ない。もっと言えば、市がはっきりとした明確なビジョンを示してほしいのです。先ほど事務局の説明にもありましたが、地元の住民が音頭を取っているいろいろな意見を述べながら取り組むことも非常に大切で必要不可欠であります。市がどういう方向でどのようにいくかということ明確に示す必要があるのではないのでしょうか。それに基づいて地元、自分の古里をどのように活性化に向けて住みよいまちを作っていくかを考えていくべきだと思います。今日の議案も、皆様のご意見、ご質問等を事業計画の中にきちんと反映をしていただくよう求める次第

でございます。

ほかの皆さんのご意見、ご質問等はございませんか。

今日は盛りだくさんの議論で2時間、審議を行ってきました。これを持ちまして、第4号議案及び第5号議案につきましてお諮りしたいと思います。原案どおり承認することに賛成する方は、挙手を求めます。

(委員全員の挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数によりまして、本議案につきましても、原案どおり承認されました。

以上をもちまして、議事にありました議案は終了しました。

正午終了